

行政通達に 強くなる



特定社会保険労務士
真島 伸一郎

労働基準法、労災保険法、雇用保険法などの科目では、行政通達からの出題が目立ち、通達の学習が欠かせません。この特集では、労働基準法と雇用保険法の行政通達を取り上げて、知識を深めていきます。



1. あなたへ

社労士試験突破へ向けての日々の学習、ごくろうさまです。これからはいわゆる「直前」の時期なので、気を引き締めてがんばってくださいね。

2. 今号はなんだろう？

今号の特集は、「The,通達（行政手引を含む）！」です。

社労士試験は法律の試験ですが、法令（法律、政令、省令）以外に、判例、通達（行政手引を含む）も出題されます。判例は1月号で特集したので、今号では通達を取り上げる次第です。趣旨は、「法律とは違うけど試験に良く出る大事なもののなので、ちゃんと学習しとこうねー」です。

(1) 通達ってなに？

そもそも通達って何なのでしょう。

通達は、「**法令の条文に対する上級行政機関（社労士試験では厚生労働省）の解釈であり、行政（お役所）の内部文書**」です。わかりやすくいえば、「お役所の担当者（以下、「担当者」という。）が実務を行う際のマニュアル」ということです。

実務の現場ではいろいろなことが起こるので、紋切型の法律だけでは対応できない場合も多いです。それだと担当者が困ってしまうので、より具体的なトリセツ（取扱説明書）を厚生労働省が作って、全国のお役所に流しているのです。

そんな「法律でないもの」がなぜ社労士試験に多く出題されるかということ、担当者が通達にのっとって実務を行うからです。社労士も通達を知らないとともに担当者と話をすることもできないので、**社労士試験でも重要視**される理屈です。

(2) 通達と行政手引の違いは？

社労士試験において通達がよく出題されるのは**労働基準法**と**健康保険法**です。特に多いのは労働基準法ですね。

それとは別に雇用保険法では通達ではなくて**行政手引**がよく出題されます。通達と行政手引は名前が違う以上厳密には別のものですが、まあ、同じものと思っていただいて結構です。単純に「雇用保険法では通達のことを行政手引っていうんだな」程度の理解で問題ありません。

この特集では、労働基準法の通達、雇用保険法の行政手引について解説します（健康保険法で出題される通達はマニアックなものが多いので取り上げません）。

(3) 通達の見たい目は？

お手持ちの基本テキストを開いてみてください。

○労働基準法

「基発○○号」とか「基収○○号」が通達です。

○雇用保険法

「行政手引○○○○○」が行政手引です。

(4) どれくらい深く学習したらいいの？

通達や行政手引の数は膨大です（公開されていないものもありますが、そんなものは試験に出ませんので、気にしなくて良いです）。すべてをマスターするのは至難の業だし、はっきり言ってそこまでは必要ありません。

お手持ちの基本テキストに載っているもののみで十分でしょう。

押さえ方ですが、通達や行政手引単体で学習するのではなく、根拠となる条文との関連を強く意識するようにしてください。「なるほど、この条文のこの部分に焦点を当てて詳しくマニュアル化したのがこの通達（行政手引）なのね」といった具合で。

なに、たいていは常識的な内容ばかりなので、ちゃんと理解さえすればすんなり頭に入ります。あまり心配しなくても大丈夫ですよ。

3. 通達や行政手引の具体的内容

では、おのおの通達や行政手引を見ていきましょう。

ただ、この特集ではページ数の制限があるので、以下の点ご了承ください。

- ①特に重要なものみの解説に限らせていただきます。さらに深掘りした学習は、労働調査会から発売されている「勝つ！社労士受験 判例・通達徹底攻略2020年版」で行ってください。
- ②通達や行政手引そのものを全文載せると長いので、要点のみ掲載します。もちろん、通達の趣旨を変えないよう配慮します。